ご存じですか?「男性の育児参加制度」

男性の育児休業取得率は2020年までに13%とすることが政府目標として 掲げられています。

◆特別休暇(配偶者の出産)・・・2日

配偶者の入退院や出産時の付添い、入院中の世話、子の出生届出等、 配偶者の入院等の日から産後2週間までの間で取得できます。

◆特別休暇(男性の育児参加)・・・5日

産まれた子の育児、上の子のお世話等、産後8週間までの間で取得できます。上の子のお世話の場合、産前期間(出産前6週間)の取得も可能です。

※いずれも有給ですので、給与に影響はありません。

◆育児休業・・・子が3歳になるまで

男性、女性にかかわりなく、3歳に達するまでの子を養育するため、取得することができます。※配偶者の就業の有無は問いません。



1歳未満の子のための育児休業中は、育児休業給付金を受給することができます。



休業中の共済組合、社会保険の掛金は免除されます。



昇給や昇任、昇格について、育児休業の取得を理由として 不利益に取り扱うことはありません。



取得期間が1か月以内の休業であれば、賞与への影響はありません。



「次世代育成支援の手引き」に各種情報を掲載しております。 http://www.danjo.osaka-u.ac.jp/guide/

総務部人事課総務係 soumu-jinji-soumu@office.osaka-u.ac.jp

